

# EROPA憲章

2003年10月改正

**第1条** 行政に関するアジア・太平洋地域機関(EROPA)は、行政の研究及び実践並びに地位の向上を通じて、地域の社会経済の発展を促進するために設立された。EROPAは、効率的・効果的・倫理的な公共サービスに対する革新的取り組みに関する情報や意見を交換する場を提供する。

**第2条** EROPAは、1960年12月4日から10日までフィリピンで開かれた第1回総会において正式に構成され、憲章を修正のうえ採択した。

**第3条** 執行理事会は、国名及び領域を明示することにより、EROPA地域を定めることができる。また、必要に応じて、同様の方法によりEROPA地域を再定義することができる。このEROPA地域の決定は、総会の承認により効力を発揮する。

**第4条** EROPAの一般的目的は、本地域に属する国々の異なる文化的・社会的価値に配慮しつつ以下のことを達成する。

- a. より高度な行政サービスを提供するために、一層効果的な行政制度及び行政運営の実施を促進すること
- b. 効果的・効率的な行政の重要性と価値についての認識を高めること
- c. 行政に関する研究を促進・発展させること
- d. 行政に関心のある組織及び個人に対し、協力、連絡、理解の促進を図ること
- e. 特に上級及び中級管理者層のリーダーシップ及び管理能力の向上を図ること

**第5条** EROPAは、第4条に掲げる目的を達成するため、次の手段を講ずることができる。

- a. 国際会議または地域内会議の開催
- b. 研究の実施及び研究論文、雑誌の出版
- c. 情報発信センターの設立及び維持、交換文書の配布
- d. 調査研究及び文書作成に関する委員会の設立
- e. 行政に関する他の国際機関との連携及び連絡
- f. 教育、訓練の実施
- g. 専門的な研修所の設立
- h. EROPA支部局の設立
- i. 行政関係の実務者、学識者及び学生の交流プログラムの設立
- j. EROPAの運営資金を確保するための基金の設立

**第6条** 投票権をもつEROPA会員は、次のものをもって構成する。

- a. 国家会員
- b. 団体会員
- c. 個人会員

投票権のない会員は、次のものをもって構成する。

- a. 準会員
- b. 名誉会員

**第7条** 地域内のいかなる国も、国家会員として EROPA に加入し、EROPA の連絡拠点となる機関を指名することができる。

**第8条** EROPA 地域内の国家にある団体、協会、研究機関又は学会で、その目的及び活動が EROPA の目的に合致するものは、団体会員として加入する資格を有する。これには、地方政府、政府系企業、法定機関、行政運営協会、専門家組織、NGO、その他の民間組織が含まれる。

**第9条** EROPA 地域内の国家にいる個人で、その職業及び活動が EROPA の利益の増進に寄与するものは、個人会員として加入する資格を有する。

**第10条** EROPA 地域外の国家、団体及び個人で、第7条、第8条及び第9条に規定する国家会員、団体会員及び個人会員の加入資格を有するものは、それぞれ準国家会員、準団体会員及び準個人会員として EROPA に加入する資格を有する。各準会員は、総会の審議に参加する権利を有するが、投票権を有しない。

**第11条** 名誉会員は、EROPA 又は EROPA 地域における行政に多大な貢献をした個人から選考される。

**第12条** 国家会員、団体会員、個人会員及び準会員への加入申請は、事務総長宛ての申請書を提出することによっておこなわれる。申請書は、その時々執行理事会によって決定される形式及び記載事項に沿ったものとする。事務総長は、すべての申請書を次の執行理事会に提出しなければならない

**第13条** 名誉会員の指名は、執行理事会の構成員又は事務総長により行われる。

**第14条** 国家会員及び名誉会員の加入の承認は、執行理事会の推薦に基づき、総会に出席し、かつ投票する会員の半数以上の多数決と、半数以上の国家会員の承認によるものとする。ただし、総会は、執行理事会の推薦に基づき、総会に出席し、かつ投票する会員の半数以上の賛成と、半数以上の国家会員の承認により、この地域内の非会員国家に対し、国家会員となるよう招請することができる。招請の決議がされた国の加入については、次の総会前に開かれる執行理事会が正式の加入申請を受理した日に効力を生ずる。その他の会員は、執行理事会の決定により加入を承認されるものとする。

**第15条** 国家会員は、国家会員資格の下で EROPA の会員とみなされる3団体以内の機関及び行政にかかわる10人以内の研究者又は実務者を2年の任期で指名することができる。これらの機関及び個人は、その国家が会員である間は、会費の支払を免除されるが、総会における投票権は有しない。

**第16条** 執行理事会の推薦に基づき、総会は、それぞれの会員内に階級を設け、年会費の額を決定することができる。

**第17条** 執行理事会は、年会費の支払を管理する規則をつくることができ、3年間連続して未払の会員に対して適当な措置を講ずることができる。

**第18条** 効果的な行政運営を促進するために、執行理事会は、次に掲げる専門センターの調整を行う権限を有する。

- 開発経営センター
- 研修センター
- 地方行政センター
- 執行理事会の推薦に基づき、総会の同意を経てその時々設立されるすべての施設及び事業

**第19条** EROPAの開発経営センター、研修センター、地方行政センター、その他の同様の専門センターは、その運営に関し高度な自主性を有する。センター長は、個人や機関からの補助金要請等、センターを強化するために必要な措置を講ずることができる。

**第20条** 執行理事会は、上記センターを EROPA センターとして認知するための申請手続や、各センターの監視を伴う連携に関する、規則や要綱を制定することができる。

**第21条** すべての会員は、未払い金の清算をした上で、事務総長に文書で通知することにより、EROPA から脱退することができる

**第22条** 2年間会費を支払っていない会員は、活動停止とみなし、EROPA 会員の名簿から名前が削除される。但し、適切な会費の納入により、会員としての活動は再開される。

**第23条** その行動が EROPA の目的と合致しないすべての会員は、執行理事会の指摘により、その会員資格を無効とすることができる。その決定は、総会に出席し、かつ投票するすべての会員の3分の2以上の賛成と半数以上の国家会員の承認によりおこなわれる。

**第24条** 総会は、執行理事会の議長の招集により国家会員、団体会員及び個人会員が集会して構成される。総会は、執行理事会が決定する適当な場所において、通常2年に1回執行理事会が定める日に開催される。臨時総会は、執行理事会による招集又は半数以上の国家会員による特別な要請があった場合に開催される。

**第25条** 事務総長は、6ヶ月前には、総会が開催される場所及び日時について、全会員に周知するものとする。特殊な状況において総会が開催され、これが実行不可能な場合においても、最低90日前には周知するものとする。

**第26条** 総会は、組織活動の全般的運営のため、組織の事務を管理し、方針を決定し、要綱の制定を執行理事会に対して要求することができる。また、次にあげる権限を有する。

- a. 執行理事会の幹部の承認
- b. 国家会員、団体会員、個人会員、準会員、名誉会員の加入の承認
- c. 監査報告を含め、執行理事会からの報告書を修正し、または未修正のまま、受理し、採択すること
- d. 事務総長の指名の承認
- e. 理事会によって推薦される予算及び業務計画の承認
- f. 適切だと考えられるサービス及び専門センターの設立、維持

**第27条** 総会は、総会会期中の議長及び副議長を選挙する。

**第28条** EROPA 憲章に記されていない場合、総会におけるすべての疑問点は、出席し、かつ投票する会員の絶対多数と半数以上の国家会員の承認で決定される。各国家会員は10票、団体会員は2票、個人会員は1票もつ。

**第29条** 総会が成立するには、国家、団体、個人会員の各会員が出席していなければならない。定足数は、国家会員の半数以上及び団体会員と個人会員の合計が10名以上とする。

**第30条** EROPA の活動運営は、総会の指示のもと、次により構成される執行理事会が管理する。

- a. すべての国家会員
- b. すべての国家会員の3分の1に相当する団体会員代表
- c. すべての国家会員の3分の1に相当する個人会員代表
- d. 執行理事会の前議長

**第31条** 準会員は、執行理事会の会議における議論に参加する代表者を指名することができる。この参加者は、投票権を有しない。

**第32条** 執行理事会において、同国参加者は3人を超えてはならない。

**第33条** 団体会員及び個人会員の代表者は、その各々の会員の間で、総会中に無記名投票により出席会員の絶対多数で選出されるものとする。投票数が同じだった場合、総会の議長が決定権を有する。各会員の代表者の代役についても、同様の方法により選出され、代表者が執行理事会の会員として継続できない事由が発生した場合に、代わりに執行理事会の会員となる。

**第34条** すべての国家会員は、EROPA 執行理事会に出席する国家会員代表を正式に指名しなければならない。指名の信任状は、直接事務総長に送付しなければならない。これに応じ、事務総長は、理事会が始まる前にこの信任状について執行理事会に報告しなければならない。

**第35条** 各団体会員は、執行理事会への代表者となる団体会員の選挙に参加する、総会への正式代表者を指名しなければならない。関係団体会員は、国家会員代表の指名と同様、事務総長宛の信任状によって、執行理事会への団体会員代表者を指名するものとする。

**第36条** 執行理事会は、同理事会内において、議長と3人の副議長を理事の中から選挙する。議長の任期は再選なしで2年間であり、副議長は2年間の任期に加えて、2期目の再選が可能である。

**第37条** 執行理事会の議長は、総会及び執行理事会の決定事項の執行について監督責任を有する。

**第38条** 3人の副議長は、議長を補佐し、議長が職務を遂行できないときは、うち1人が、その職務を代行する。

**第39条** 理事会の議長及び3人の副議長がそれぞれの政府から信任された EROPA 代表でなくなるときは、その地位から退き、個人会員として継続していくことになるが、残りの任期期間に EROPA 個人会員として会費を払う必要はない。また、当該政府は速やかに

後任を指名すること。

**第40条** 執行理事会は、次の責任を有する。

- a. EROPA の活動の全体的方向性を決定する
- b. 総会を開催し、総会の議題、期日及び場所を決定する
- c. 監査報告を含む前年度の監査済み会計報告書及び 2 年間分の予算を総会に提出する
- d. 前年度の EROPA の活動報告を提出し、次年度の業務計画案を総会に提出する
- e. 総会から要請があるか若しくは総会での議論に適合すると思われるレポートを提出する
- f. 総会に、事務総長の候補者を推薦し、事務総長に関する報酬等の雇用条件を決定する
- g. 組織を代表して文書に署名する者を指名する
- h. EROPA の目的を達成するために必要又は適切だと考えられる措置を講じる

**第41条** 執行理事会は、原則として、毎年 1 回、自ら決定する適当な期日及び場所において開催される。事務総長は、執行理事会に出席するが、投票権を有しない。

**第42条** 投票権を行使するために、執行理事会の会員は、執行理事会開催時において活動中の会員でなくてはならない。

**第43条** 出席し、かつ投票する会員の 3 分の 2 以上の賛成によるものとし、最低賛成 6 票を必要とする。

**第44条** 喫緊の課題で執行理事会を開催している時間がない場合、議長は、執行理事会で決定されたのと同じ効力をもつ決定を、通信を用いてすることができる。議長の提案は、執行理事会の 3 分の 2 以上の意見の一致で承認される。議長は、執行理事会の各会員に対して、提案に対する回答期限を 30 日以上与えなくてはならない。

**第45条** EROPA 事務局は、マニラ若しくは総会で決定された場所に置くこととする。

**第46条** 事務総長は、執行理事会により指名され、総会において承認される。事務総長は、執行理事会に責任があり、事務局が設置された国に居住するものとする。

**第47条** すべての国家会員、団体会員、個人会員は、EROPA 事務局の移転を執行理事会に提案することができる。その際、以下のことについての詳細な説明が必要である。

- a. 移転が EROPA にもたらす利益や便宜
- b. 移転費用の見積もりと初期費用
- c. 年間運営費用と EROPA 活動に必要な経費
- d. 移転先で EROPA と会員が利用できる資源、サポート、アクセスについて  
事務局の移転は、執行理事会の推薦に基づき、総会で出席者の 3 分の 2 以上の賛成と半数以上の国家会員の投票により決定される。但し、移転候補地は、投票権を有さない。

**第48条** 事務総長の職務は次の通りである。

- a. 事務局の活動及び日常業務の管理
- b. EROPA の会計責任者及び執行理事会及び総会の幹事
- c. 総会及び翌年度の執行理事会の開催場所の交渉
- d. EROPA 会計の維持
- e. 毎年、執行理事会に対して、前年度の監査済み会計報告書、2年間分の予算、前年度の活動報告、次年度の業務計画書の提出
- f. EROPA 会員国の専門センター等との連携
- g. 連絡及び通信の取扱い
- h. EROPA の出版物の発行
- i. 総会及び執行理事会において必要とされる業務の実行

**第49条** 事務総長は、事務総長の職務を補佐する事務局職員を任命することができる。

また、専門職員については、事務総長の推薦に基づき、執行理事会議長が任命する。

**第50条** EROPA の財源は、次のものをもって構成される。

- a. 会員の会費及び国家からの補助金
- b. EROPA の提供するサービスに対する対価
- c. 出版物販売から得た収入
- d. 寄付、遺贈又は個人及び団体からの補助金
- e. EROPA 基金や寄付基金の投資収入

EROPA の財源は、組織の目的を果たすことのみで使用される。

**第51条** EROPA の会計年度は、7月1日から翌年6月30日までとする。

**第52条** EROPA の会計は、執行理事会の推薦に基づき、総会から指名を受けた監査人により一年に1度、監査されるものとする。監査人の報酬は、執行理事会により決定される。

**第53条** 執行理事会は、EROPA 憲章を実施し、組織の目的を達成するために、総会に報告することを条件に EROPA 憲章の枠内で規則を制定することができる。

**第54条** 現行の憲章は、執行理事会の提案又は国家会員の過半数の要求に基づき、総会において改正することができる。いずれの会員も、改正案を執行理事会に提出することができる。改正は、国家会員の半数以上、及び、総会出席者の総投票数の3分の2以上の賛成によって採択されるものとする。

**第55条** EROPA の解散は、執行理事会により、この目的のために招集された総会において、国家会員及び団体会員の総数の3分の2以上、及び、総会出席者の総投票数の4分の3以上の賛成によって決定する。

**第56条** 解散した場合、EROPA の財産は、総会の決定に従い、EROPA と同様の目的をもつ組織又は EROPA の目的に合致すると考えられるものに対して配分されるものとする。